

学校における
新型インフルエンザ等対応マニュアル

山口県教育委員会

平成20年9月

(平成26年1月改定)

(令和8年3月改定)

目 次

1	はじめに	・・・ 2
	（1）新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	
	（2）山口県の対応	
	（3）本マニュアルの改定	
2	学校における新型インフルエンザ等対策についての基本的な考え方	・・・ 3
	（1）情報収集	
	（2）予防の徹底	
	（3）相談窓口・医療機関の確認	
	（4）連絡体制の整備	
	（5）家庭への啓発	
	（6）出席停止・臨時休業の指示及び報告	
	（7）大流行に備えた準備	
	（8）基本的人権の尊重	
	（9）教育及び学びの継続に関する支援	
3	発生段階	・・・ 6
4	各段階における対策	
	I 準備期	・・・ 7
	II 初動期	・・・ 10
	III 対応期	・・・ 15
5	学校で患者が発生した（疑い）場合の連絡体制	・・・ 20
6	新型インフルエンザ等相談センター及びコールセンター一覧表	・・・ 21
7	コールセンター（市町）一覧表	・・・ 22
8	備蓄物品例	・・・ 23

1 はじめに

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる鳥を起源とするウイルスが、新たに人への感染性を獲得することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年(2012年)法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年(1998年)法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化が図られるものである。

平成25年(2013年)6月、特措法第6条に基づき、政府行動計画が作成された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。

その後、令和6年(2024年)7月、新型コロナウイルス感染症への対応(以下、「新型コロナ対応」という。)の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

(2) 山口県の対応

山口県においては、政府に準じて、県の新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、改定を重ねてきたところであるが、今般、政府行動計画が改定されたことを受け、政府行動計画や本県における新型コロナ対応の経験を踏まえ、令和7年(2025年)3月に山口県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「県行動計画」という。)を改定した。

(3) 本マニュアルの改定

本マニュアルは、政府行動計画及び県行動計画の改定を受け、平成26年1月に改定した「学校における新型インフルエンザ等対応マニュアル」を見直し、政府行動計画における文部科学省関連項目及び県行動計画に掲げる対策の基本的方針や留意点も踏まえて改定したものである。

県教育委員会では、学校における新型インフルエンザ等の対策が円滑に推進されるよう、文部科学省、県健康福祉部及び市町教育委員会と相互に緊密な連携を図り、適時適切な情報提供等に努めることとする。

2 学校における新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

学校は、集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、正しい知識の普及や情報の収集及び提供等、新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のための対策に努めることが求められる。

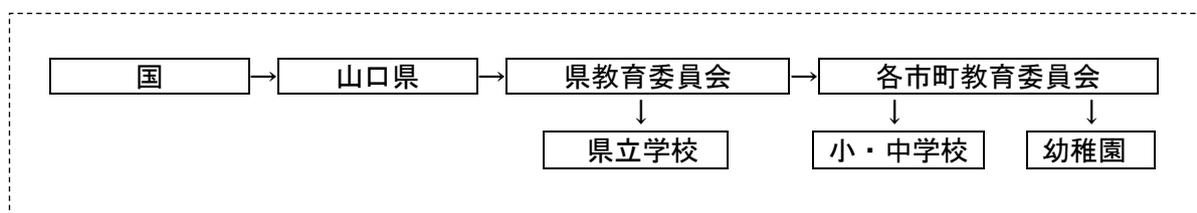
このため、各学校において、新型インフルエンザ等の発生時に適切な対応ができるよう、校内対応組織や連絡体制の整備を行うとともに、本マニュアルを参考に発生段階ごとに必要な対応内容を盛り込んだ具体的なマニュアルを作成することが必要である。

なお、新型インフルエンザ等のウイルスの病原性の状況に応じて、適切な対応を行う必要がある。

(1) 情報収集

文部科学省、厚生労働省、山口県等から示される新型インフルエンザ等の発生状況、症状や予防のために必要な留意事項、発生した場合の対応策などの正確な最新情報を入手する。その際、マスコミ報道等による様々な情報で混乱を引き起こすことがないよう留意する。

<主な情報・要請等の流れ>



【参考】

文部科学省

<https://www.mext.go.jp/>

内閣感染症危機管理統括庁

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

厚生労働省(インフルエンザ対策)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuenza/index.html

外務省(海外安全ホームページ)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

国立感染症研究所(感染症疫学センター)

<https://www.niid.jihs.go.jp/content/idsc.html>

山口県感染症情報センター

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/yidsc>

山口県

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp>

(2) 予防の徹底

学校は、新型インフルエンザ等の予防対策をはじめとする情報を児童生徒、保護者、教職員等に周知する。

<個人レベルでの対策について>

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

(県行動計画 P21)

[咳エチケット]

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をはじめとして、咳やくしゃみの飛沫により感染する感染症は数多くあります。「咳エチケット」は、これらの感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえることです。

特に電車や職場、学校など人が集まるところで実践することが重要です。

【3つの正しい咳エチケット】

- マスクを着用する。
- ティッシュ・ハンカチなどで口や鼻を覆う。
- 上着の内側や袖（そで）で覆う。

厚生労働省HP「咳エチケット」

(3) 相談窓口・医療機関の確認

学校は、自身が新型インフルエンザ等に感染した疑いがある場合の緊急時の対応を、児童生徒、保護者、教職員等に周知徹底する。

<新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等>

自らの感染が疑われる場合は、県健康増進課及び各保健所に設置される相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(県行動計画 P75)

(4) 連絡体制の整備

関係機関・教職員・保護者との連絡体制を整備しておく。ただし、個人情報の適正な取扱いに注意すること。

(5) 家庭への啓発

児童生徒・教職員及びその家族に新型インフルエンザ等が疑われる症状が出た場合、その発生段階に応じて県及び市町が設置した窓口に相談するよう促すとともに、相談した結果を、早急に学校に連絡するよう周知しておく。

常に児童生徒の健康に関する情報が学校に入るようにしておく。

(6) 出席停止・臨時休業の指示及び報告

児童生徒及び教職員が新型インフルエンザ等に罹患または疑われる症状が出た場合、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)を適切に行い、その内容を、管轄教育委員会を通じ、保健所及び県教育委員会に報告する。

また、知事から特措法による臨時休業等の要請が行われた場合に、迅速に対応できるよう、予め連絡体制等必要な対応を確認しておく。

(7) 大流行に備えた準備

流行状況により、職員が学校に出校できなくなる等、学校の機能が低下することが予想されるため、職員の自宅からの連絡体制や健康管理、学校や寮における日用品等の備蓄について確認し、流行に備えておく。

(8) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、決して許されるものではないことを指導する。

(9) 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援が行えるよう、体制を整えておく。

3 発生段階

政府行動計画では、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示しており、具体的には、対応を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組を充実させている。

政府行動計画を踏まえて、県行動計画も感染拡大時期に応じた対策および体制の整備について定めている。

なお、ウイルスの病原性等の状況により、対応は適宜変化することに留意する。

＜時期に応じた体制を整備＞

時期	準備期	初動期	対応期			
	新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階	世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（国内で発生した場合を含める）	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
本庁	山口県 新型インフルエンザ等 対策推進会議		山口県新型インフルエンザ等対策本部 ※政府対策本部の開設に併せて、設置・開催 ※国の示す基本的対処方針を踏まえ、県行動計画に沿った 対処方針を作成し、具体的な対策を実施 ※政府対策本部が廃止されたときは、本部を廃止し、推進会 議に移行			
	山口県感染症対策連携協議会					
現地	地域感染症対策連絡協議会 (保健所対策本部) ※県対策本部の開設に合わせ設置					

4 各段階における対策

I 準備期

・ 新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階

県行動計画(準備期)中の県教育委員会関係項目(抜粋)

第3章 サーベイランス [P48]

1-2. 平時に行う感染症サーベイランス

⑤ 県及び下関市は、関係機関の協力を得ながら、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する体制を整備する。

(健康増進課、学事文書課、厚政課、医務保険課、長寿社会課、障害者支援課、こども政策課、こども家庭課、学校安全・体育課、その他関係課室) [P50]

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション [P56]

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における県民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

県は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、県民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、県による情報提供・共有が有用な情報源として、県民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び市町の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

(学事文書課、厚政課、医務保険課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、こども政策課、こども家庭課、国際課、学校安全・体育課、広報広聴課、その他関係課室) [P57]

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

① 県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて県民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

(学事文書課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、こども政策課、こども家庭課、国際課、学校安全・体育課、広報広聴課、その他関係課室) [P58]

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

② 県及び市町は、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を本庁、保健所、市町に設置する準備を進める。(健康増進課、保健所) [P59]

第5章 水際対策 [P67]

1-2. 在外県民への情報提供・共有に関する体制の整備

県は、発生国に留学等する県民に対し、各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。

(学事文書課、学校安全・体育課、その他関係課室) [P68]

第6章 まん延防止 [P75]

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ② 県、市町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県健康増進課及び各保健所に設置される相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(健康増進課、学事文書課、厚政課、長寿社会課、障害者支援課、こども政策課、こども家庭課、学校安全・体育課、その他関係課室) [P75]

- ③ 県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や、施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

(健康増進課、学事文書課、厚政課、長寿社会課、障害者支援課、こども政策課、こども家庭課、学校安全・体育課、その他関係課室) [P76]

第11章 保健 [P127]

1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ④ 県及び下関市は、市町と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

(学事文書課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、こども政策課、こども家庭課、国際課、学校安全・体育課、広報広聴課、その他関係課室) [P133]

第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保 [P150]

1-1. 情報共有体制の整備

県及び市町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(厚政課、健康増進課、防災危機管理課、その他全課室) [P151]

1-3. 条例・規則等の弾力的な運用に関する準備

県は、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時に弾力的に運用することが必要な条例・規則等について、具体的な対応方針を整理する。

(全課室) [P151]

1-4-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

県は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に国の示す方針などを踏まえ、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。(関係課室) [P152]

1-6. 物資及び資材の備蓄等

- ② 県及び市町は、事業者や県民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(防災危機管理課、県民生活課、薬務課、農林水産政策課、農業振興課、水産振興課、その他関係課室) [P152]

準備期における学校の感染症対策

準備期においては、新型インフルエンザ等の発生に備え、予め、校内組織体制を準備するとともに、必要な情報収集を行う。

(1) 情報収集

新型インフルエンザ等の感染を早期に探知できるよう、学校医等と連携し、児童生徒及び教職員の健康状態について情報収集に努め、共有する。

<収集する主な情報>

- ・ 自校の欠席者(欠席理由)及び、登校児童生徒及び教職員の健康状態
- ・ 自校のインフルエンザ及びインフルエンザ様症状の集団発生の兆しの有無
- ・ 全国、県内市町、学校周辺地域の感染症発生状況等

(2) 情報提供

児童生徒、保護者、教職員等に対し、海外におけるインフルエンザウイルスの動物や人への感染状況、症状、予防のために必要な留意事項等、県教育委員会から得られた情報について、速やかに情報提供を行う。

<収集する主な情報>

- ・ 海外における新型インフルエンザ等感染症情報
- ・ 症状
- ・ 予防のために必要な留意事項 等

(3) 予防・まん延防止

児童生徒、保護者、教職員等に対し、基本的な感染対策の周知を図る。

<基本的な感染対策>

- ・ 換気
- ・ マスク着用等の咳エチケット
- ・ 手洗い
- ・ 人ごみを避ける 等

Ⅱ 初動期

- ・ 世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（国内で発生した場合を含める）

県行動計画（初動期）中の県教育委員会関係項目（抜粋）

第1章 実施体制[P28]

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 県は、国において、政府対策本部が設置されたときは、直ちに県対策本部を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、県内発生に備え、国の示す基本的対処方針を踏まえ、県行動計画に基づき対策を決定し、県の対処方針として策定・公表する。
（厚政課、防災危機管理課、全課室） [P33]

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション[P56]

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 県は、県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

（学事文書課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、こども政策課、こども家庭課、国際課、学校安全・体育課、広報広聴課、その他関係課室） [P60]

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ② 県及び市町は、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、国が作成した都道府県及び市町村向けのQ&A 等に基づき適切な情報提供を行う。
（健康増進課） [P61]

第5章 水際対策[P67]

2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

- ④ 県は、事業者に対し、必要に応じ、発生国・地域への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。（関係課室） [P69]

2-5. 在外県民支援

県は、発生国に留学等する県民に対し、各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。

（学事文書課、学校安全・体育課、その他関係課室） [P71]

第8章 医療[P93]

2-3. 相談センターの整備

- ① 県及び下関市は、国からの要請を受け、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。（健康増進課、広報広聴課） [P102]

第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保[P150]

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

- ① 県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
(関係課室) [P154]

- ③ 県は、これらのほか、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
(関係課室) [P154]

2-3. 条例・規則等の弾力的な運用

県は、県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための条例・規則等の弾力的な運用について、周知を行う。また、その他新型インフルエンザ等の発生により、条例・規則等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。
(全課室) [P155]

初動期における学校の感染症対策

世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生し(国内で発生した場合を含める)、県の新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときは、地域での発生に備え、校内に新型インフルエンザ等対応組織を設置し、以下の対応を行う。

(1) 情報収集

校内における感染を早期に探知するため、学校医等との連携を強化し、児童生徒及び教職員の健康状態や周辺地域の感染症の発生状況等について情報収集に努め、共有する。

<収集する主な情報>

- ・ 自校の欠席者(欠席理由)及び、登校児童生徒及び教職員の健康状態
- ・ 自校のインフルエンザ及びインフルエンザ様症状の集団発生の兆しの有無
- ・ 新型インフルエンザ等の症状の有無
- ・ 全国、県内市町、学校周辺地域の感染症発生状況等

(2) 情報提供

児童生徒、保護者、教職員等に対し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、新型インフルエンザ等の発生状況、症状、予防のために必要な留意事項等、県教育委員会等から得られた情報を、速やかに提供する。

マスコミ報道等による様々な情報で混乱を引き起こすことがないように、正しい情報に基づき適切な判断・行動がなされるよう留意する。

また、有症状者の相談窓口となる相談センターの周知を図る。

<提供する主な情報>

- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路
- ・ 効果的な予防方法
- ・ 感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)
- ・ 国内の発生状況
- ・ 海外での発生状況
- ・ 県健康増進課、各健康福祉センター等(保健所)、各市町に設置されるコールセンターの所在地、電話番号(P21, 22参照)
- ・ 各健康福祉センター等(保健所)に設置される相談センターの所在地・電話番号(対象:発生国からの帰国者等 P21参照) 等

【参考】

「コールセンター」

新型インフルエンザ等発生時に、県民からの一般的な相談に応じ、適切な情報提供を行うため、県や市町に設置するもの。(本マニュアルP21, 22参照)

「相談センター」

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方から、電話での相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行うための相談センター。
(本マニュアルP21参照)

(3) 予防・まん延防止

児童生徒、保護者、教職員等に対し、基本的な感染対策の普及、指導の徹底を図る。
また、学校薬剤師と連携し、校内の環境衛生整備に努める。

<p><基本的な感染対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気 ・マスク着用等の咳エチケット ・手洗い ・人ごみを避ける 等
--

(4) 連絡体制

学校は、国内で発生した場合に備え、県（健康福祉部）からの要請を混乱なく受けられるよう、関係部局や保護者等との連絡体制について十分に確認する。

(5) 児童生徒・教職員等に患者が発生した場合

児童生徒・教職員及びその家族に新型インフルエンザ等が疑われる症状が出た場合、速やかに管轄教育委員会を通じ、保健所、県教育委員会へ報告する。

ただし、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、対応は必要に応じて変更する場合がある。

県からの要請によっては、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて、教職員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる教職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備を行う。

(6) 患者発生時の留意事項

- ① 学校の臨時休業措置を講じる場合、その範囲や期間等について、ウイルスの病原性等の状況等様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び県から発表される情報に十分留意する。
- ② 患者（疑似症を含む）やその家族及び接触者の基本的人権を尊重すること。

(7) 患者発生国等に関する事項

- ① 患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、国及び県から発表される新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、検討する。
- ② 患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、国及び県から発表される新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、検討するよう、保護者や児童生徒等に周知する。
- ③ 患者発生国・周辺地域から帰国した児童生徒・教職員等の人権が損なわれないよう冷静な対応をとる。
- ④ 海外に留学中の児童生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対しては、安否を確認するとともに、国及び県から発表される現地での対応について必要な情報提供を行う。

(8) 緊急事態宣言がされている場合

県から*1特措法第45条第2項に基づき、学校等に対し、期間を定めて施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請があった場合は、県関係各部局(健康福祉部、教育委員会等)と連携し、これに速やかに応じる。

*1 特措法第45条第2項

(感染を防止するための協力要請等)

第45条

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項及び第72条第2項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

Ⅲ 対応期

- ・ 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

県行動計画(対応期)中の県教育委員会関係項目(抜粋)

第1章 実施体制 [P28]

3-1. 対策の実施体制

- ③ 県は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(人事課、厚政課、全課室、関係出先機関) [P35]

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション [P56]

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 県は、県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを发出するよう努める。

また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(学事文書課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、子ども政策課、子ども家庭課、国際課、学校安全・体育課、広報広聴課、その他関係課室) [P63]

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ② 県及び市町は、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等の体制を強化し、国が作成した都道府県及び市町村向けのQ&A 等に基づき適切な情報提供を行う。(健康増進課) [P64]

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-2. 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や県民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

(学事文書課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、子ども政策課、子ども家庭課、学校安全・体育課、広報広聴課、その他関係課室) [P66]

第6章 まん延防止 [P74]

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励し、必要に応じ、その徹底を要請する。

(学事文書課、厚政課、医務保険課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、子ども政策課、子ども家庭課、学校安全・体育課、その他関係課室) [P79]

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設管理者等」という。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請を行う。

(学事文書課、厚政課、医務保険課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、こども政策課、こども家庭課、学校安全・体育課、その他関係課室) [P79]

3-1-3-2. まん延の防止のための措置の要請

県は、必要に応じて、上記3-1-3-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。

(学事文書課、厚政課、医務保険課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、こども政策課、こども家庭課、教職員課、学校安全・体育課、その他関係課室) [P79]

3-1-3-3. 3-1-3-1 及び3-1-3-2 の要請に係る措置を講ずる命令等

県は、上記3-1-3-1 又は3-1-3-2 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、特措法に基づく要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。

(学事文書課、厚政課、医務保険課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、こども政策課、こども家庭課、教職員課、学校安全・体育課、その他関係課室) [P79]

3-1-3-5. その他の事業者に対する要請

④ 県は、事業者に対し、必要に応じ、感染リスクの高まっている国・地域への出張を避けるよう要請する。また海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。(関係課室) [P80]

3-1-3-6. 学級閉鎖・休校等の要請

県は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、国及び県は、学校保健安全法(昭和33年(1958年)法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。(学事文書課、健康増進課、こども政策課、こども家庭課、学校安全・体育課、その他関係課室) [P80]

3-1-4. 公共交通機関に対する要請

3-1-4-1. 基本的な感染対策に係る要請等

県は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。(交通政策課、その他関係課室) [P81]

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、県は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記3-1-3-6 の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

(学事文書課、厚政課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、こども政策課、こども家庭課、学校安全・体育課、その他関係課室) [P82]

第8章 医療 [P93]

3-2-1-2. 相談センターの強化

- ① 県及び下関市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。
(健康増進課、広報広聴課) [P106]
- ② 県及び下関市は、症例定義に該当する有症状者は、まず相談センターに電話により問い合わせること等をインターネット、ポスター、広報等を活用し、住民等に広く周知する。
(健康増進課、広報広聴課) [P106]

第11章 保健 [P127]

3-2. 主な対応業務の実施

3-2-1. 相談対応

県及び下関市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。

相談センターの運営に当たっては、新型コロナ対応の経験を踏まえ、業務効率化のため、適時に外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。(健康増進課) [P137]

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ② 県及び下関市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、市町と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。
(学事文書課、健康増進課、長寿社会課、障害者支援課、こども政策課、こども家庭課、国際課、学校安全・体育課、広報広聴課、その他関係課室) [P140]

第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保 [P150]

3-1. 県民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-2. 心身への影響に関する施策

県及び市町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。
(健康増進課、長寿社会課、こども政策課、こども家庭課、その他関係課室) [P156]

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

県及び市町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(学事文書課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育推進室) [P156]

3-3-1. 条例・規則等の弾力的な運用

県は、県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための条例・規則等の弾力的な運用について、周知を行う。また、その他新型インフルエンザ等の発生により、条例・規則等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。
(全課室) [P160]

3-3-2. 県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

県は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた県民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。(全課室) [P160]

対応期における学校の感染症対策

県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期においては、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させることを目的とした対策を講ずる。

県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期においては、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベル（スピードやピーク等）に感染拡大の波を抑制すべく、感染拡大防止措置等を講ずる。

ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期においては、科学的知見に基づき学校の対策を柔軟かつ機動的に切り替える。

特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期においては、新型インフルエンザ発生前における通常の校内体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

(1) 情報収集

校内での感染拡大を早期に探知するため、引き続き学校医等との連携を強化し、児童生徒及び教職員の健康状態や周辺地域の新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集に努め、共有する。

<収集する主な情報>

- ・ 自校の欠席者（欠席理由）及び、登校児童生徒及び教職員の健康状態
- ・ 自校のインフルエンザ及びインフルエンザ様症状及び新型インフルエンザ等集団発生の兆しの有無
- ・ 全国、県内市町、学校周辺地域の感染症発生状況等

(2) 情報提供

児童生徒、保護者、教職員等に対し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、新型インフルエンザ等の発生状況や、症状、予防のために必要な留意事項等、県教育委員会等から得られた情報を、速やかに提供する。

なお、マスコミ報道等による様々な情報で混乱を引き起こすことがないように、正しい情報に基づき適切な判断・行動がなされるよう留意する。

<提供する主な情報>

- ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路
- ・ 効果的な予防方法
- ・ 感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）
- ・ 国内の発生状況
- ・ 海外での発生状況
- ・ 県健康増進課、各健康福祉センター等（保健所）、各市町に設置されるコールセンターの所在地、電話番号（P21、22参照）
- ・ 各健康福祉センター等（保健所）に設置される相談センターの所在地・電話番号（P21参照） 等

(3) 予防・まん延防止

引き続き、児童生徒、保護者、教職員等に対し、基本的な感染対策の普及を図るとともに、以下について指導を更に徹底する。

また、学校薬剤師と連携し、校内の環境衛生整備に努める。

<基本的な感染対策>

- ・ 換気
- ・ マスク着用等の咳エチケット
- ・ 手洗い
- ・ 人ごみを避ける 等

(4) 連絡体制

- ① 県(健康福祉部)からの臨時休業の要請を混乱なく受けられるよう、再度、連絡体制の確認を行う。
- ② 臨時休業(学校閉鎖)等により職員が学校へ出勤できないことを想定し、職員間や保護者との連絡体制について再確認する。

(5) 児童生徒・教職員等に患者が発生した場合

児童生徒・教職員及びその家族に新型インフルエンザ等が疑われる症状が出た場合、速やかに管轄教育委員会を通じ、保健所、県教育委員会へ報告する。

ただし、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、対応は必要に応じて変更する場合がある。

(6) 患者発生時の留意事項

- ① 学校の臨時休業措置を講じる場合には、その範囲や期間等について、ウイルスの病原性等の状況等、様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び県から発表される情報に十分留意する。特に、臨時休業中における家庭との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱が生じないように十分な指導を行う。

県からの要請によっては、教職員の時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組に応じる。

- ② 患者(疑似症を含む)やその家族及び接触者の基本的人権を尊重すること。

(7) 患者発生国等に関する事項

- ① 患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、国及び県から発表される新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、検討する。
- ② 患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、国及び県から発表される新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、検討するよう、保護者や児童生徒等に周知する。
- ③ 患者発生国・周辺地域から帰国した児童生徒・教職員等の人権が損なわれないよう冷静な対応をとる。
- ④ 海外に留学中の児童生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対しては、安否を確認するとともに、国及び県から発表される現地での対応について必要な情報提供を行う。

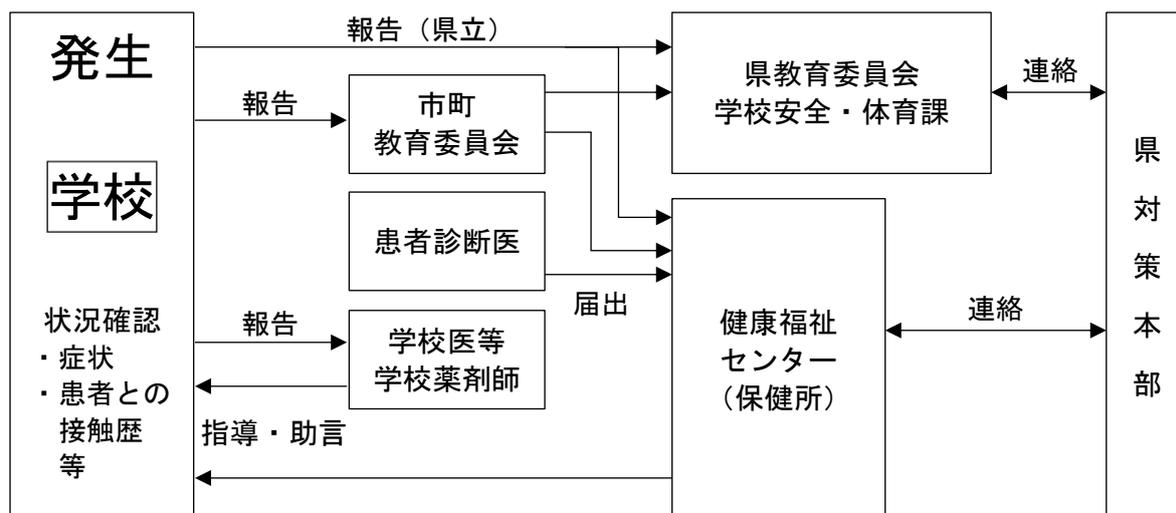
(8) 緊急事態宣言がされている場合

県から特措法第45条第2項に基づき、学校等に対し、期間を定めて施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請があった場合は、県関係各部局(健康福祉部、教育委員会等)と連携し、これに速やかに応じる。

(9) 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、国及び県から発表される情報に十分留意しながら、必要な施策を講ずるとともに、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

5 学校で患者が発生した(疑い)場合の連絡体制



〈学校保健安全法関係条文〉

学校保健安全法 第19条、第20条、第21条

学校保健安全法施行令 第6条、第7条、

学校保健安全法施行規則 第18条、第19条、第20条、第21条

6 新型インフルエンザ等相談センター及びコールセンター一覧表 (抜粋: 県行動計画P161)

相談窓口	所在地	電話番号 F A X	Eメール
岩国健康福祉センター (岩国環境保健所)	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	0827-29-1521 0827-29-1594	a13214@pref. yamaguchi.lg.jp
柳井健康福祉センター (柳井環境保健所)	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	0820-22-3631 0820-22-7286	a13216@pref. yamaguchi.lg.jp
周南健康福祉センター (周南環境保健所)	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	0834-33-6423 0834-33-6510	a13217@pref. yamaguchi.lg.jp
山口健康福祉センター (山口環境保健所)	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1	083-934-2533 083-934-2527	a13219@pref. yamaguchi.lg.jp
山口健康福祉センター (防府保健所)	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市役所 福祉棟 1階	0835-22-3740 0835-22-0962	a132192@pref. yamaguchi.lg.jp
宇部健康福祉センター (宇部環境保健所)	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50	0836-31-3203 0836-34-4121	a13220@pref. yamaguchi.lg.jp
長門健康福祉センター (長門環境保健所)	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811 0837-22-6363	a13225@pref. yamaguchi.lg.jp
萩健康福祉センター (萩環境保健所)	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2663 0838-26-0696	a13226@pref. yamaguchi.lg.jp
下関市立下関保健所	〒750-8521 下関市南部町1-1	FAX :083-231-1376 コールセンター設置時 に電話番号を設定	hkhokeny@city. shimonoseki. yamaguchi.jp
山口県健康福祉部 健康増進課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2956 083-933-2969	kansensyou@pref. yamaguchi.lg.jp

【参考】

1) 「相談センター」とは[県行動計画P171]

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方から、電話での相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行うための相談センター。

2) 「コールセンター」とは[県行動計画P168]

新型インフルエンザ等発生時に、県民からの一般的な相談に応じ、適切な情報提供を行うため、県や市町に設置するもの。

7 コールセンター(市町) 一覧表

(抜粋:県行動計画P162)

相談窓口	所在地	電話番号 FAX
岩国市(岩国市保健センター)	〒740-0021 岩国市室の木町3丁目1-11	0827-24-3751 0827-22-8588
和木町(保健相談センター)	〒740-0061 和木町和木2-15-1	0827-52-7290 0827-53-3441
柳井市(柳井市保健センター)	〒742-0031 柳井市南町6丁目12-1	0320-23-1190 0820-23-3723
周防大島町(健康増進課)	〒742-2803 周防大島町大字土居1325-1	0820-73-5504 0820-73-0090
上関町(保健福祉課)	〒742-1402 上関町大字長島448	0820-62-0324 0820-62-1541
田布施町(田布施町保健センター)	〒742-1592 田布施町大字下田布施3430-1	0820-52-4999 0820-52-0001
平生町(平生町保健センター)	〒742-1102 平生町平生村178	0820-56-7141 0820-56-0200
光市(健康増進課)	〒743-0011 光市光井2丁目2-1	0833-74-3007 0833-74-3072
下松市(下松市保健センター)	〒744-0025 下松市中央町21-1	0833-41-1234 0833-44-2304
周南市(徳山保健センター)	〒745-0005 周南市児玉町1-1	0834-22-8553 0834-22-8555
防府市(防府市保健センター)	〒747-0805 防府市麴生町12-1	0835-24-2161 0835-25-4963
山口市(山口市保健センター)	〒753-0079 山口市糸米2丁目6-6	083-921-2666 083-921-2672
宇部市(宇部市保健センター)	〒755-0033 宇部市琴芝町2丁目1-10	0836-31-1777 0836-35-6533
美祢市(美祢市保健センター)	〒759-2212 美祢市大嶺町東分345-1	0837-53-0304 0837-53-1099
山陽小野田市(健康増進課)	〒757-8634 山陽小野田市大字鴨庄94	0836-71-1814 0836-39-5624
長門市(長門市保健センター)	〒759-4192 長門市東深川1326-6	0837-23-1132 0837-23-1168
萩市(萩市保健センター)	〒758-0074 萩市大字平安古町209-1	0838-26-0500 0838-26-2378
阿武町(健康福祉課)	〒759-3622 阿武町大字奈古2636	08388-2-3113 08388-2-2090

8 備蓄物品例

本備蓄物品例は、政府行動計画、県行動計画および関連する厚生労働省・文部科学省等の資料に基づき、学校における感染症対策と教育活動の継続を目的として示すものである。

各学校の規模や既存の備蓄状況を踏まえ、必要に応じて整備すること。

(1) 常備品（救急用）

絆創膏（大・小）、ガーゼ・コットン（滅菌のものとそうでないもの）、包帯等

(2) 感染予防物品

- ・ マスク
- ・ 手指消毒液
- ・ 手洗い用石けん
- ・ 体温計
- ・ 使い捨て手袋
- ・ 防護ガウン・エプロン、フェイスシールド、ゴーグル
- ・ ペーパータオル、ティッシュ
- ・ ビニール袋（感染性廃棄物処理用）
- ・ 簡易パーテーション
- ・ 嘔吐処理セット（次亜塩素酸ナトリウム消毒液を含む）

(3) 教育活動の継続のための物品

- ・ ICT機器（1人1台端末等、オンライン学習対応を想定）
- ・ 予備の教具（発生段階に応じて、個別使用が推奨された場合）

〔参考とした資料〕

- ・「山口県新型コロナウイルス等対策行動計画」（令和7年3月山口県）
- ・「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」（令和6年7月2日内閣感染症危機管理統括庁）

学校における新型コロナウイルス等対応マニュアル

発行年月 平成20年（2008年）9月
改定年月 平成26年（2014年）1月
令和 8年（2026年）3月
編 集 山口県教育庁学校安全・体育課
TEL 083-933-4685
発 行 山口県教育委員会